

一般社団法人教育システム情報学会 不正行為禁止規程

(目的)

第1条 本規程は、教育システム情報学会（以下、本学会という。）発行の出版物（印刷物、CD-ROMなどの電子媒体、Web等の通信媒体等、媒体を問わず、他学会と合同で発行する出版物への投稿を含む）に掲載される論文および解説記事等、研究報告（研究会資料）、本学会が主催（共催等含む）する全国大会、シンポジウム、国際会議等の集会の予稿および予稿集原稿等（以下、論文等という。）における不正行為の禁止に関して定めることを目的とする。なお、学会の諸活動におけるプレゼンテーションやウェブコンテンツ等における不正行為も同様の扱いとする。

(不正行為の禁止)

第2条 本学会は、教育・学習のためのシステムに関する学術的情報の交換と研究・開発・利用を支援し、教育・学習と産業の発展に寄与することを目的に、学術研究大会、研究会、学会誌・図書の発行や国内外の団体との協力・情報交換等を通じて、学術および人類の発展に寄与する活動を行っている。その活動は、学術に求められる高潔な倫理観の下で、法律や規程遵守に基づき成果とならねばならない。よって、本学会の出版物に掲載される論文等の内容に関して、データのねつ造・改ざん、他者の成果・知見・データの盗用、他者の著作物の著作権侵害、自己盗用、写真等図版における肖像権侵害、ギフトオーサシップ、ゴーストオーサシップを禁ずる。

2. 本学会の論文等に関して、それぞれの出版物の原稿執筆要領で規定する二重投稿を禁ずる。ただし、本学会が再掲を許可または依頼した論文等は、二重投稿には該当しない。

3. 本学会への投稿論文に関して、それぞれの原稿執筆要領で規定する不当な投稿取り下げを禁ずる。

4. 本学会に著作権譲渡する論文等の投稿について、他学会が有する著作権を侵害することを禁ずる。他学会が著作権を有する自ら制作した論文等を利用するにあたっては、出典を明記するとともに、附記への記載など当該他学会が定める規定に従うこと。また、本学会で発表された論文等に関連する別の論文を本学会または他学会に投稿する際には、二重投稿に当たらないことを確認の上、当該発表論文を適切に引用せねばならない。

5. その他、研究倫理ないし社会通念に照らして重大と思われる不正行為を禁ずる。

(不正行為の当事者)

第3条 第2条に規定する不正行為に関して、その疑いのある論文等の共著者を当事者と呼ぶ。

(不正行為の調査)

第4条 第2条に規定する不正行為の疑いが生じた場合、当該の論文等を担当する委員会は、本学会にその旨を報告する。

2. 本学会は、当事者への事情聴取などを含む事実関係の調査を行う。
3. 調査を行う場合、必要の範囲内で他学会等との連絡および公開前の論文等の他学会への開示を行うことができる。

(不正行為の処罰)

第5条 本学会は第4条に規定する調査の結果に基づいて不正行為が認められた場合、当事者への処罰を決定する。

2. 処罰は以下の一部またはすべてとする。
 - 1) 当該論文等の不掲載、不採録、または、掲載取り消し。
 - 2) 当事者が投稿中の他の論文の不掲載、または、不採録。
 - 3) 当事者への嚴重注意。
 - 4) 当事者の研究活動の禁止。ここで研究活動とは、本学会発行の出版物への投稿禁止、および、本学会が主催する全国大会、シンポジウム、などでの発表禁止を含むがこれに限定されない。研究活動の禁止期間は不正行為の程度に応じて決定する。
 - 5) 当事者の氏名の公表。
 - 6) 学会が受けた被害の全額あるいは一部の当事者による賠償。

(その他)

第6条 本規程に定めのない事項に関しては、学会および委員会で別途協議する。

附則

1. 本規程は、令和4年3月26日から施行する。